

国分寺市旧庁舎用地利活用事業『事業用定期借地権設定契約覚書（案）』に対する質問への回答 令和7年5月16日

No.	頁					項目名	質問内容	回答
		第1条	1	(1)				
1	2	8条	1			建物除却保証金	建物の除去費に要する費用の内訳は、解体費用の見積りと事業用定期借地権設定登記の抹消及び建物の滅失登記の見積りという認識でよろしいでしょうか。	民間活用事業における建物の解体工事費及び関係経費の見積額を原則としますが、提案内容によるところが大きいと、内訳については協議の上、決定させていただきます。
2	5	14条	3			建物の賃貸	建物賃貸借契約締結前に、建物賃貸借契約締結の内容について、甲の承諾を得るとありますが、誘致するテナントの承諾も得る必要がございますでしょうか。	ご理解のとおりです。本事業の目的等に沿ったテナントか否かを判断するため、原案では、すべての建物賃借人（テナント）についての承諾が必要となります。
3	5	14条	3			建物の賃貸	甲の承諾を得るにあたり、条件はございますでしょうか。	個別具体的な事情を踏まえて検討します。